

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」 Twitter 実施要領

平成29年9月14日 制定

平成30年4月 3日 改訂

令和3年4月 1日 改訂

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市の公式キャラクター「ジャー坊」に関する情報発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」に関する情報を、Twitter を活用して発信することにより、広くジャー坊の周知を図るとともにジャー坊の活動を通して、「地域の魅力を積極的に発信するまち」の実現を図る。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

Twitter

第4 公式アカウント名

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課及び市が委託する業者において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」に関する情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1による広報課長の決裁を必要とし、原則として更新は早朝及び深夜に行わないものとする。ただし、市が委託する業者が更新を行う場合は、契約書及び仕様書を遵守するものとし、別紙様式1による広報課長の決裁の手続きは略することができる。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。ただし、ジャー坊自身が他都市等のキャラクターと会話をする場合を除く。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」 Twitter 情報更新伺

起 案	年 月 日		
起 案 者	決 裁 欄		
	担 当	主 幹	課 長
決 裁	年 月 日		
更 新 予 定	年 月 日		
更 新 区 分 (該当するものに○)	新規 ・ 変更 ・ 削除		
公 開 件 名			
更 新 内 容			
その他公開データ	有 ・ 無		
	有の場合 (該当するものに○) 動画 ・ 画像 ・ その他 () ※その他公開データは、必要に応じて印刷し本様式に添付すること。		